川西市制70周年記念協賛事業コンテスト実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、川西市制70周年記念協賛事業(川西市制70周年記念協賛事業募集 要綱(年月日施行)第4条の規定による承認を受けた事業。以下「協賛事業」という。) のうち特に川西市制70周年記念の気運の醸成に貢献したものを選出するコンテスト (以下「協賛事業コンテスト」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。 (応募方法)
- 第2条 協賛事業コンテストに応募しようとする事業者は、令和6年12月13日(金)までに、川西市制70周年記念協賛事業承認申請書(川西市制70周年記念協賛事業募集要綱様式第1号)のコンテスト参加希望欄にチェックすることにより応募しなければならない。協賛事業申請フォームから申請する場合においても同様とする。ただし、事業の代表者が未成年の場合は保護者の同意を得た上で応募すること。

(選考方法)

- 第3条 協賛事業コンテストは、一般投票による方法で得票数の多い協賛事業から順に最優 秀賞及び優秀賞を決定するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、特に優秀であると認めた1の協賛事業に対して奨励 賞を授与することができる。
- 3 協賛事業コンテストは、令和7年1月に実施する。

(表彰状等)

- 第4条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により決定された最優秀賞、優秀賞及び奨励 賞の協賛事業に対し、表彰状、記念品及び副賞を贈呈するものとする。
- 2 前項の副賞は、最優秀賞を賞金10万円、優秀賞を賞金5万円、奨励賞を賞金3万円と する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1. この要綱は、令和6年1月1日から施行する。
- 2. この要綱は、令和7年3月31日限り、効力を失う。

附則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。